

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	実績判定期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日	チェック欄
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であること				○

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定 期間内の 各事業年度	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	
	自	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	平成年月日
	至	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日	平成年月日
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	

【寄附者名簿チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の 寄附者の数	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	合計
	89人	162人	83人	107人	82人	人A	523人
実績判定期間の月数 一月末満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B 60月

実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数	A 523人	× 12	=	104人	≥ 100人
実績判定期間の月数	B 60月	\uparrow 小数点以下は切り捨てます。			

（注意事項）

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、過去2年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は22年4月1日から24年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		○
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるもの有する者その他便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
実績判定期間		

すべての事業活動に係る金額等	① (指標)	263,416,533 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	500 円

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	③	0 円
ロ	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	④	0 円
ハ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	⑤	500 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	⑥	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑦	0 円
合 計 (③+④+⑤+⑥+⑦)		⑧	500 円
⇒②へ			

基準となる割合 (⑧ ÷ ①)	⑨	0.00%
-----------------	-------	---	-------

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表（第3表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター					チェック欄																																																						
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						○																																																						
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 □ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと																																																												
イ <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>項目</th> <th>役員数</th> <th>最も人数が多い「親族等」のグループの人数</th> <th>割合 (②÷①)</th> <th>最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数</th> <th>割合 (④÷①)</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 平成27年4月1日～平成28年3月31日</td> <td>12人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>③ 平成28年4月1日～平成29年3月31日</td> <td>12人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>2人</td> <td>16.6%</td> </tr> <tr> <td>④ 平成29年4月1日～平成30年3月31日</td> <td>12人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>2人</td> <td>16.6%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 平成30年4月1日～平成31年3月31日</td> <td>12人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>2人</td> <td>16.6%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 平成31年4月1日～令和2年3月31日</td> <td>18人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>2人</td> <td>11.1%</td> </tr> <tr> <td>⑦ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>申請時</td> <td>16人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>							区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	①	②	③	④	⑤	② 平成27年4月1日～平成28年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%	③ 平成28年4月1日～平成29年3月31日	12人	0人	0%	2人	16.6%	④ 平成29年4月1日～平成30年3月31日	12人	0人	0%	2人	16.6%	⑤ 平成30年4月1日～平成31年3月31日	12人	0人	0%	2人	16.6%	⑥ 平成31年4月1日～令和2年3月31日	18人	0人	0%	2人	11.1%	⑦ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	申請時	16人	0人	0%	0人	0%
区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)																																																						
	①	②	③	④	⑤																																																							
② 平成27年4月1日～平成28年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%																																																							
③ 平成28年4月1日～平成29年3月31日	12人	0人	0%	2人	16.6%																																																							
④ 平成29年4月1日～平成30年3月31日	12人	0人	0%	2人	16.6%																																																							
⑤ 平成30年4月1日～平成31年3月31日	12人	0人	0%	2人	16.6%																																																							
⑥ 平成31年4月1日～令和2年3月31日	18人	0人	0%	2人	11.1%																																																							
⑦ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																							
申請時	16人	0人	0%	0人	0%																																																							
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。																																																												
(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。																																																												
□ <table border="1"> <thead> <tr> <th>各社員の表決権が平等である</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記を証する書類の名称とその内容等</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> </tr> </tbody> </table>							各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ																																						
各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時																																																					
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ																																																					

(注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記□の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

八

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ						

㊂ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無						

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「Ⓐ～Ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓕ」については、イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓕ」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓕ」については、イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金額でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第8号（法第44条・51条・58条関係）

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
役員数		12人	12人	12人	12人	18人	人	16人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	2人	2人	2人	2人	人	0人

役員の内訳

氏名	住所	職名	統柄等	就任等の状況							
				Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時	就任・退任年月日
池田 佳代		理事		○	○						就任平成22年5月29日 退任平成28年6月4日
上野 和子		理事		○	○			○		○	就任平成14年6月1日 退任平成28年6月4日 就任令和2年2月9日
太田 久美		理事		○	○						就任平成14年6月1日 退任平成28年6月4日
神 仁		理事		○	○	○	○				就任平成24年6月3日 退任平成30年6月2日
高橋 弘恵		理事		○	○		○	○		○	就任平成24年6月3日 退任平成28年6月4日 就任平成30年6月2日
田澤 茂之		理事		○	○						就任平成26年6月7日 退任平成28年6月4日
松江 比佐子		理事		○	○	○	○	○			就任平成26年6月7日 退任令和2年6月13日
松永 猛		理事		○	○						就任平成26年6月7日 退任平成28年6月4日
水口 良子		理事		○	○	○	○	○			就任平成26年6月7日 退任令和2年6月13日
村上 敏也		理事		○	○	○	○				就任平成26年6月7日 退任平成30年6月2日
梅澤 元彦		監事 理事									就任(監事)平成26年6月7日 退任平成30年6月2日 就任(理事)平成30年6月2日 退任令和2年6月13日
児玉 勇二		監事		○	○	○	○	○			就任平成24年6月3日 退任令和2年6月13日
家本 賢太郎		理事			○	○	○				就任平成28年6月4日 退任平成30年6月2日

金子 由美子	理事		○ ○ ○ ○		○	就任平成 28 年 6 月 4 日
関戸 真紀	理事		○ ○ ○ ○		○	就任平成 28 年 6 月 4 日
田中 哲	理事		○ ○ ○			就任平成 28 年 6 月 4 日 退任平成 30 年 6 月 2 日
田野 浩美	理事		○ ○ ○ ○		○	就任平成 28 年 6 月 4 日
中村 尊	理事		○ ○ ○ ○		○	就任平成 28 年 6 月 4 日
青木 高	理事			○ ○		就任平成 30 年 6 月 2 日 退任令和 2 年 6 月 13 日
佐藤 香代	理事			○ ○		就任平成 30 年 6 月 2 日 退任令和 2 年 6 月 13 日
佐久間 千晴	監事			○ ○		就任平成 30 年 6 月 2 日 退任令和 2 年 6 月 13 日
竹村 浩	理事			○	○	就任令和 2 年 2 月 9 日
高木 真理子	理事			○	○	就任令和 2 年 2 月 9 日
小林 純子	理事			○	○	就任令和 2 年 2 月 9 日
中村 幸恵	理事			○	○	就任令和 2 年 2 月 9 日
平井貴美子	理事			○	○	就任令和 2 年 2 月 9 日
後藤 幾子	理事				○	就任令和 2 年 7 月 28 日
外村 まき	理事				○	就任令和 2 年 7 月 28 日
佐々木 一憲	理事				○	就任令和 2 年 7 月 28 日
鈴木 綾	監事				○	就任令和 2 年 7 月 28 日
西崎 宏美	監事				○	就任令和 2 年 7 月 28 日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	都度	10年
仕訳帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	都度	10年
補助元帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	都度	10年
給与台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	月1回	10年
会費、寄付金台帳	アクセス使用	都度	10年
棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	平成27年 ～29年	10年

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随时」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							<input checked="" type="radio"/>
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
□ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>				
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>				
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>				
ロ							
項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>				
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>				
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>				
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>				

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

(第4表 次葉)

ハ

項目		実績判定期間
事業費の総額	①	263,416,533円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	263,416,533円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

- ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

- ・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

二

項目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	107197302円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	107197302円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表（第4表 次葉）」（ハ及びニ）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター																																																																											
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>（注1）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 																																																																												
<p>1 役員に対する報酬又は給与の支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>職 名</th> <th>支 給 期 間 等</th> <th>支 給 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>なし</td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 役員の親族等^(注2)である職員に対する給与の支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の氏名等</th> <th>役員との関係</th> <th>支 給 期 間 等</th> <th>支 給 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>なし</td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> </tbody> </table> <p>（注2）「役員の親族等」とは、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます（「特殊の関係」は（注1）参照）。</p> <p>3 給与を得た職員の総数及び総額</p> <table border="1"> <tr> <td>集 計 期 間</td> <td colspan="2">平成27年4月1日～令和2年11月20日</td> </tr> <tr> <td>給 与 を 得 た 職 員 の 総 数</td> <td colspan="2">左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額</td> </tr> <tr> <td>32人</td> <td colspan="2">46,369,908円</td> </tr> </table>				氏 名	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額	なし			円				円				円				円				円				円				円	受給者の氏名等	役員との関係	支 給 期 間 等	支 給 金 額	なし			円				円				円				円				円				円				円	集 計 期 間	平成27年4月1日～令和2年11月20日		給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額		32人	46,369,908円	
氏 名	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額																																																																									
なし			円																																																																									
			円																																																																									
			円																																																																									
			円																																																																									
			円																																																																									
			円																																																																									
			円																																																																									
受給者の氏名等	役員との関係	支 給 期 間 等	支 給 金 額																																																																									
なし			円																																																																									
			円																																																																									
			円																																																																									
			円																																																																									
			円																																																																									
			円																																																																									
			円																																																																									
集 計 期 間	平成27年4月1日～令和2年11月20日																																																																											
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額																																																																											
32人	46,369,908円																																																																											

(注意事項)

- 「役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター							
1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係 ^(註) にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。								
(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。								
① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係								
② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係								
③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係								
(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）								
取引先の氏名等 法人との 関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等				
	子どもの声ブックレット1冊	H27.8.20	550円	単価550円				
	子どもの声ブックレット10冊	H27.9.24	5,500円	単価550円				
	子どもの声ブックレット15冊	H27.10.19	8,250円	単価550円				
	クリアファイル30枚	H27.7.9	2,400円	単価80円				
	クリアファイル30枚	H27.7.27	2,400円	単価80円				
	クリアファイル50枚	H27.8.14	4,000円	単価80円				
	子どもの声ブックレット40冊	H28.3.31	22,000円	単価550円				
	クリアファイル20枚	H28.9.20	1,600円	単価80円				
	子どもの声ブックレット6冊	H28.9.26	33,000円	単価550円				
	クリアファイル30枚	H29.4.24	2,400円	単価80円				
	クリアファイル40枚	H29.4.24	3,200円	単価80円				
	クリアファイル20枚	H29.4.4	1,600円	単価80円				
	クリアファイル25枚	H28.6.27	2,000円	単価80円				
(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）								
取引先の氏名等 法人との 関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等				
			円					
なし			円					

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第4表付表2（次葉）

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		研修講師謝金	H30.11.11	10,000円	謝金規定による
		事務所家賃	H27.4.1~H28.3.31	3,304,800円	月額@275400 賃貸契約による
		事務所家賃	H28.4.1~H29.3.31	3,632,133円	月額@275400 賃貸契約による光熱費 含む
		事務所家賃	H29.4.1~H30.3.31	3,680,593円	月額@275400 賃貸契約による光熱費 含む
		事務所家賃	H30.4.1~H31.11.30	2,496,123円	月額@275400 賃貸契約による光熱費 含む
		業務委託費	2015.1月～12月	¥70,180	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥21,360	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥14,730	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥17,980	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥12,110	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥14,710	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥18,790	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥95,710	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥12,560	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥212,610	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥79,850	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥9,500	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥14,730	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥40,890	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥6,980	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥23,640	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥14,910	総会議決による単価
		業務委託費	2015.1月～12月	¥16,050	総会議決による単価

	業務委託費	2015.1月～12月	¥6,930	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥12,230	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥10,880	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥12,620	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥14,420	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥66,030	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥10,890	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥21,250	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥18,880	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥67,630	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥31,270	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥20,650	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥28,430	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥49,030	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥34,840	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥27,110	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥25,570	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥22,780	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥20,390	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥86,980	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥15,570	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥85,160	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥14,090	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥56,720	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥10,280	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥9,860	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥22,560	総会議決による単価
	業務委託費	2015.1月～12月	¥19,310	総会議決による単価

業務委託費	2015.1月～12月	¥4,860	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥23,280	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥17,140	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥31,980	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥9,570	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥6,940	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥53,430	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥7,890	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥87,640	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥3,760	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥12,020	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥9,350	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥20,590	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥22,500	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥13,440	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥29,140	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥25,210	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥21,460	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥19,210	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥23,740	総会議決による単価
業務委託費	2015.1月～12月	¥10,370	総会議決による単価
業務委託費	2016.1月～12月	¥54,278	総会議決による単価
業務委託費	2016.1月～12月	¥12,555	総会議決による単価
業務委託費	2016.1月～12月	¥12,675	総会議決による単価
業務委託費	2016.1月～12月	¥12,818	総会議決による単価

	業務委託費 2016.1月～12月	¥8,498	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥541,963	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥11,543	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥73,860	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥7,890	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥184,268	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥62,618	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥14,775	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥10,223	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥33,780	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥4,598	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥13,898	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥15,278	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥14,235	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥6,270	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥10,628	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥8,288	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥10,643	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥7,695	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥53,228	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥8,385	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥13,853	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥13,088	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥49,628	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥23,243	総会議決による単価

	業務委託費 2016.1月～12月	¥16,463	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥32,745	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥33,870	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥27,675	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥28,718	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥19,583	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥25,530	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥18,428	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥57,225	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥11,243	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥71,603	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥18,953	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥47,753	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥12,068	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥11,303	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥17,123	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥11,895	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥2,168	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥13,718	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥23,670	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥7,958	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥5,610	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥30,488	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥5,603	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥58,943	総会議決による単価

	業務委託費 2016.1月～12月	¥2,663	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥11,415	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥6,060	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥14,775	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥11,370	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥13,073	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥15,615	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥19,755	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥22,358	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥4,905	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥17,235	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥2,190	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥12,818	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥16,433	総会議決による単価
	業務委託費 2016.1月～12月	¥10,560	総会議決による単価
	業務委託費 2017.1月～12月	¥39,045	総会議決による単価
	業務委託費 2017.1月～12月	¥10,950	総会議決による単価
	業務委託費 2017.1月～12月	¥13,350	総会議決による単価
	業務委託費 2017.1月～12月	¥9,410	総会議決による単価
	業務委託費 2017.1月～12月	¥5,555	総会議決による単価
	業務委託費 2017.1月～12月	¥8,605	総会議決による単価
	業務委託費 2017.1月～12月	¥8,315	総会議決による単価
	業務委託費 2017.1月～12月	¥36,220	総会議決による単価
	業務委託費 2017.1月～12月	¥4,215	総会議決による単価
	業務委託費 2017.1月～12月	¥89,115	総会議決による単価

	業務委託費	2017.1月～12月	¥42,055	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥6,875	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥30,450	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥2,885	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥13,495	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥2,750	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥10,120	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥4,655	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥6,565	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥6,140	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥4,000	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥7,730	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥35,665	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥5,960	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥5,925	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥33,220	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥13,945	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥10,995	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥14,195	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥18,795	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12 月	¥15,345	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥17,170	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥9,070	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥13,515	総会議決による単価

業務委託費	2017.1月～12月	¥11,715	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥36,125	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥7,765	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥39,885	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥17,795	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥39,245	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥7,035	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥8,540	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥16,225	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥1,625	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥10,315	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥11,535	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥15,770	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥4,060	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥2,650	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥19,130	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥3,965	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥39,695	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥1,580	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥5,300	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥8,480	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥9,545	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥9,895	総会議決による単価
業務委託費	2017.1月～12月	¥15,945	総会議決による単価

	業務委託費	2017.1月～12月	¥14,930	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥10,490	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥9,845	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥12,480	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥11,405	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥4,910	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥8,385	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥3,545	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥8,580	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥10,115	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥12,545	総会議決による単価
	業務委託費	2017.1月～12月	¥1,360	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥20,763	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥3,318	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥4,863	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥5,053	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥2,718	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥4,055	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥19,338	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥1,998	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥33,073	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥16,638	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥2,660	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥12,950	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥1,155	総会議決による単価

	業務委託費	2018.1月～12月	¥4,570	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥4,803	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥3,690	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥2,280	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥2,300	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥2,468	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥3,008	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥1,783	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥13,225	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥2,683	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥3,623	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥4,480	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥13,485	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥4,113	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥4,275	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥6,210	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥12,215	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥8,460	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥8,663	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥4,528	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥6,545	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥5,468	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥13,330	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥4,653	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥19,325	総会議決による単価

	業務委託費	2018.1月～12月	¥8,848	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥19,618	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥3,473	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥4,023	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥4,455	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥5,498	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥1,110	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥5,123	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥4,248	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥7,015	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥2,790	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥1,653	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥7,815	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥1,753	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥37,990	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥1,498	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥4,630	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥2,738	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥5,563	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥3,833	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥6,175	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥4,905	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥6,488	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥3,610	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥3,853	総会議決による単価

	業務委託費	2018.1月～12月	¥6,198	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥5,595	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥1,450	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥760	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥1,733	総会議決による単価
	業務委託費	2018.1月～12月	¥2,720	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥17,610	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥3,668	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥4,390	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥5,420	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥2,208	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥3,498	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥4,180	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥17,825	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥2,293	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥33,675	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥17,075	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥3,320	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥3,088	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥10,015	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥1,310	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥4,700	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥4,343	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥3,315	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥1,735	総会議決による単価

	業務委託費	2019.1月～12月	¥2,110	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥2,823	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥1,678	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥6,623	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥13,338	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥2,400	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥6,110	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥5,330	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥13,940	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥6,395	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥4,205	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥4,913	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥11,128	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥8,418	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥7,705	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥4,393	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥5,700	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥4,593	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥14,270	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥2,770	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥19,395	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥7,555	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥13,388	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥4,855	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥4,148	総会議決による単価

	業務委託費	2019.1月～12月	¥3,893	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥5,415	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥808	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥4,383	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥7,433	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥2,448	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥1,230	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥6,960	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥1,745	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥20,168	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥1,178	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥4,025	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥2,230	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥6,530	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥4,105	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥6,808	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥4,393	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥7,078	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥5,570	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥6,850	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥1,163	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥6,513	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥5,560	総会議決による単価
	業務委託費	2019.1月～12月	¥2,555	総会議決による単価
	社会調査データ集計	H31.3.27	975,160円	見積書による
	研修講師謝金（専門領域に関する）	H29.2.25	30,000円	謝金規定による

	研修講師謝金（専門領域に関する）	H29.8.19	30,000 円	謝金規定による
	研修講師謝金（専門領域に関する）	H30.11.11	16,706 円	謝金規定による
	監査謝金	R1.5.10	10,000 円	役員報酬規定に基づき謝金より支出
	監査謝金	R2.11.5	10,000 円	役員報酬規定に基づき謝金より支出
	研修講師謝金（専門領域に関する）	H30.4.10~H30.5.29	30,000 円	謝金規定による
	印刷費	H27.4.1~H31.3.31	3,756,607 円	請求書による
	監査謝金	H27.4.27	10,000 円	役員報酬規定に基づき謝金より支出
	監査謝金	H28.4.20	10,000 円	役員報酬規定に基づき謝金より支出
	監査謝金	H29.4.19	10,000 円	役員報酬規定に基づき謝金より支出
	監査謝金	H30.4.19	10,000 円	役員報酬規定に基づき謝金より支出
	監査謝金	R1.5.10	10,000 円	役員報酬規定に基づき謝金より支出
	監査謝金	R2.11.5	10,000 円	役員報酬規定に基づき謝金より支出
	研修講師謝金（専門領域に関する）	H29.10.8~H30.2.19	20,000 円	謝金規定による
	研修講師謝金（専門領域に関する）	H30.8.18~H30.10.27	20,000 円	謝金規定による
	研修講師謝金（専門領域に関する）	H29.9.30~H30.2.19	90,000 円	謝金規定による
	研修講師謝金（専門領域に関する）	H30.4.8~H30.10.7	40,000 円	謝金規定による
	研修講師謝金（専門領域に関する）	H29.9.30~H30.2.11	50,000 円	謝金規定による
	研修講師謝金（専門領域に関する）	H30.4.15~H31.3.31	50,000 円	謝金規定による
	研修講師謝金（専門領域に関する）	H31.3.31	10,000 円	謝金規定による
	研修講師謝金（専門領域に関する）	H29.10.21~H30.2.24	30,000 円	謝金規定による
	研修講師謝金（専門領域に関する）	H30.4.8~H31.3.2	40,000 円	謝金規定による
	研修講師謝金（専門領域に関する）	H31.1.27~H31.3.2	20,000 円	謝金規定による
	監査謝金	H27.4.27	10,000 円	役員報酬規定に基づき謝金より支出
	監査謝金	H28.4.20	10,000 円	役員報酬規定に基づき謝金より支出
	監査謝金	H29.4.19	10,000 円	役員報酬規定に基づき謝金より支出

	監査謝金	H30.4.19	10,000 円	役員報酬規定に基づき謝金より支出
--	------	----------	----------	------------------

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支 出 先 の 名 称 等	住 所 等	支 出 年 月 日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
		H29. 3.12	82,000 円	災害復興支援
		H29. 3.12	82,000 円	災害復興支援
		H30.9.21	86,500 円	災害支援
		H30.9.24	129,500 円	災害支援

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		<input checked="" type="radio"/>
<p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p>		
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		同 意
	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター
-----	-------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日	月 日	設立年月日	年 月 日

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	チェック欄
	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。	○
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。）		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン					
事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
(1)「チャイルドライン」への社会的認識を高めるためのキャンペーン事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向け広報：全国の子どもたちへの広報を進める。 ・チャイルドライン実施団体のない県の子どもたちへカードを配布する。 ・子どもたちへの周知の多角化をめざし、企業や他団体との連携を図る。 ・ニュースレターの発行 	通年 年 2～4回	日本全国	20名	日本に住む、主に学齢期の子ども 約1,400万人	1,500,000円
(2)「チャイルドライン」の理念や運営に関する助言、研修プログラムの提供など、各地の「チャイルドライン」の設立、運営の支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のチャイルドライン実施団体に対して、エリアと連携して必要な支援・研修を行う。 ・「チャイルドライン」設立希望者に対し準備・運営など開設までの支援を行う。 	随時	全国	20名	学齢期の子ども 約1,400万人	1,500,000円
(3)「チャイルドライン」の運営スタッフや電話の受け手など「チャイルドライン」に携わる人材育成のための研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の質の向上研修：電話及びオンラインチャットの受け手・支え手の養成、継続研修の実施を支え質の向上に繋げていく。質の向上を図るために、エリア会議等を通して各団体での担い手研修、実践交流を支援する。 	通年	全国	2000名	全国の相談員約2000人	1,500,000円
(4)各地の「チャイルドライン」のネットワークづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・エリア会議・全国運営者会議を開催し、重点課題及び事業推進等を検討していく。 	年 2～4回	全国	20名	学齢期の子ども 約1,400万人	2,500,000円

(5)「チャイルドライン」の質的確保、内容充実のための国際的視野に立った調査研究および研修プログラムの開発事業	各種研修プログラムの開発	随時	全国	20名	学齢期の子ども 約 1,400 万人	0 円
(6)全国各地の「チャイルドライン」が受けとめた子どもたちの声を、子どもに関する諸政策、施策、事業に反映させ、もしくは子ども政策・施策の評価・検証に役立てるための意見提言	・子どもの声の分析・年次報告：チャイルドラインが受けた電話・チャットのデータベースをもとに、子どもの置かれている状況についての分析を行い、年次報告として子ども施策への提言にまとめ、社会発信する。 子どもの生きやすい社会の実現のため、法整備の可能性等の研究・検討：日本の子ども政策の改善やチャイルドラインの活動の発展のため、チャイルドライン支援議員連盟と連携、周知活動、法改正への提言、政策提言など継続的な働きかけを行う。また、子どもの権利を擁護するための法制化に向けて活動する。	通年	全国	20名	学齢期の子ども 約 1,400 万人	4,500,000 円
(7)「チャイルドライン」に対する財政支援など地域社会の協力体制を確立するための社会基盤の開発整備	チャイルドライン活動への支援を得るための渉外活動と資金調達を行う。 ・渉外活動：企業、他機関との連携、協働を模索し実行する。 ・資金調達：既存支援先への支援継続の働き掛けと、新規支援先および新たな資金調達方法の開拓を行う。	通年	全国	20名	学齢期の子ども 約 1,400 万人	1,500,000 円

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

ゆうちょ銀行 郵便振替口座	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター
ゆうちょ銀行 郵便振替口座	チャイルドライン全国フォーラム
ゆうちょ銀行 通常貯金	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター
三井住友銀行 浜松町支店 普通預金	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター
三菱UFJ銀行 四谷支店 普通預金	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター